

## 久山町防災士育成事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災の担い手育成を促進し、もって地域防災力の向上に寄与することを目的として、防災士認証登録を受けようとする者に対して、久山町防災士育成事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士認証登録 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）が行う防災士としての認証登録をいう。
- (2) 講座 防災士機構が認定した研修機関が、防災士機構が定める研修カリキュラムに基づいて行う防災士研修講座をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となるものは、防災士認証登録を受けようとする者であって、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 本町に住所を有する者
- (2) 申請日現在において、町税を滞納していない者
- (3) 行政区の防災活動に参加する者又は町消防団に所属している者
- (4) 行政区長又は消防団長が推薦する者
- (5) 防災士認証登録を受けた後、自主防災組織に所属し、防災リーダーとして活動する意思のある者
- (6) 防災士認証登録を受けた旨の情報を町長が町内の自主防災組織に提供することに同意する者
- (7) 防災士認証登録に関し、他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定でない者

### (助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 講座の受講料
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録申請料
- (4) 防災士教本代

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の合計額とし、3万円を上限として、予算の範囲内において町長が定める。

2 助成金の交付は、1人につき1回限りとする。

(助成金の交付要件)

第6条 助成金の交付は、次条の交付申請をした日が属する年度の3月31日までに防災士認証登録を受けた者に対して行うものとする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、講座を受講する前に久山町防災士育成事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の7月31日（同日が閉庁日の場合は、その翌開庁日）までに、町長に申請しなければならない。

- (1) 受講予定の講座の内容が分かる書類
- (2) 第4条に規定する助成対象経費を確認できる書類
- (3) 行政区長又は消防団長の推薦書（様式第2号）
- (4) 誓約書（様式第3号）

(交付決定等)

第8条 前条の申請があったときは、内容を審査及び選考の上、助成金の交付の可否を決定し、久山町防災士育成事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(登録完了報告)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、防災士認証登録を受けたときは、速やかに久山町防災士育成事業登録完了報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) 講座の受講を証する書類
- (3) 第4条に規定する助成対象経費の支払を証明する書類

(助成金の交付)

第10条 町長は、前条の登録完了報告書の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認めたとき

は、久山町防災士育成事業助成金確定通知書（様式第6号）により通知し、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第11条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたと認められる場合は、その助成金の交付決定の全部又は一部を返還させることができる。

（助成金の交付を受けた者の責務）

第12条 助成金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動に参加し、自主防災組織の活動及び町が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（補足）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。